

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 道路河川課
委託業務番号	令和4年度 道河委第1号
委託業務名称	道路動物死骸回収処理委託
委託業務場所	長浜市内全域
業務の概要	長浜市内全域の市管理道路等における、犬猫等動物死骸の撤去処分および清掃作業
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去処分 体重10kg未満 8,800円/件 体重10kg以上～30kg未満 16,500円/件 体重30kg以上～50kg未満 33,000円/件 体重50kg以上～70kg未満 38,500円/件 体重70kg以上～90kg未満 44,000円/件 体重90kg以上 49,500円/件 ・現地確認(現地へ赴いたが死骸が無かった場合) 6,600円/件
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市加納町141-9</p> <p>[商号又は名称] エコン 村山 侑大</p>
契約相手方の選定理由	長浜市内において、動物死骸処理の収集運搬を行うためには一般廃棄物処理業における動物死骸の許可が必要であり、湖北広域行政事務センターにおける一般廃棄物収集運搬業(動物死骸)の許可業者のうち、現在、動物死骸の収集運搬業務を行っているのは、エコン(村山侑大)1者のみであるため契約相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>